

# 平成16年第13回教育委員会記録

平成16年9月8日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成16年9月8日(水)午後2時00分～午後2時57分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 大 藏 雄之助  
職務代理者  
委員 宮 坂 公 夫 委 員 安 本 ゆ み  
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継  
学校適正配置 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広  
担当部長  
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司  
学校適正配置 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明  
担当課長  
施設課長  
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽  
スポーツ課長  
中央図書館 清 水 文 男  
次長

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏  
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 1 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第46号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

#### (報告事項)

- (1) 地域運営学校について
- (2) 「第8期社会教育委員の会議答申」について
- (3) 「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」の締結について
- (4) 第22期(平成16・17年度)体育指導委員の追加委嘱について
- (5) 平成16・17年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(7) 平成16年度杉並区立図書館の臨時休館について

## 目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第46号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を 改正する規則	4
報告事項	
(1) 地域運営学校について	5
(2) 「第8期社会教育委員の会議答申」について	10
(3) 「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する 包括協定書」の締結について	12
(4) 第22期(平成16・17年度)体育指導委員の追加委嘱 について	13
(5) 平成16・17年度杉並区青少年委員の委嘱について	13
(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	13
(7) 平成16年度杉並区立図書館の臨時休館について	15

**委員長** 定刻になりましたので、第13回教育委員会定例会を開催いたします。どうも皆様方にはお暑い中、お忙しい中をありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。議事日程はご案内のとおり、議案が1件、報告事項が7件となっています。では議案の審議に入ります。

日程第1、議案第46号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明願います。

**庶務課長** 議案第46号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」についてご説明します。改正の理由は、産業医の勤務実態に合わせて報酬を月払いとするために、報酬額をこれまでの年額から月額に改めるということです。内容ですが、別表第2中、年額170万5,200円となっているところを、月額ということで12カ月で除してありますが、月額14万2,100円と改めます。施行日は平成16年10月1日からです。以上です。

**委員長** ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いします。

**大蔵委員** この月額にというのは、要するにこれは夏休みは払わないということなのですか。

**学校運営課長** 学校施設または職員の安全衛生管理ということで、学校に児童生徒はいませんが、8月中も職場としては存在しますので、支払いはする予定です。

**大蔵委員** 現実には12カ月払うわけですから、違わないわけですね。

**庶務課長** 金額的にも年額に定めて、支払方法だけ定めるという方法もありますが、わかりやすさという点から月額となります。いまの8月の問題については、その時期に講演会をする等、産業医としての活動はしていただく予定ですので、支払いをさせていただきます。

**大蔵委員** 12カ月間払うのなら、ここでわざわざ別に改めることもないと思います。どうせ任期の途中で交代した場合、分割してその月に乗じて払っているはずなのです。全然同じことですから、直してはいけないということはないですが、わざわざ月払いに直さなくてはならない理由がわからないのです。勤務実態に応じてと言うけれども、なぜこれを変えなければならないのか。

**庶務課長** 先ほど申しましたとおり、実際に月払いをしていくことでのわかりやすさと、併せて、区でも産業医を定めています。同じようなしくみになっているということで、月額ということで定めさせていただくということです。

**大蔵委員** これは年額いくらで決めています。いままでも月払いでしていたわけですね。

**庶務課長** これまでは年2回です。

**大蔵委員** 年2回ですか。それが毎月手元に入るようになるのですね。

**庶務課長** そうということです。

**委員長** 産業医以外の方で該当する種類のものは他にあるのですか。どちらかというとな形式的、事

務的なものですね。規則改正というのはまだ他にもあるのですか。これから出てくるのですか。

**庶務課長** 現在のところはありません。年度末にいつも人事院関係等の整理があったとき、やることがありますが、今回制度的にやるのはこれだけで、基本的にはありません。

**委員長** 他にありますか。議案第 46 号は原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

**委員長** 異議がないようですので、原案どおり可決します。ありがとうございました。日程第 2、報告事項の聴取に入ります。まず「地域運営学校について」の説明を、庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 地域運営学校について、お手元の資料に基づいて報告いたします。学校運営協議会による学校運営により、地域住民や保護者への学校運営の参画を推進するために、また地域に根ざした学校づくりを行うために、地域運営学校を創設するものです。1 番目の設置については、平成 17 年 4 月と平成 19 年 4 月の開設を予定し、それぞれ小学校 1 校、中学校 1 校と考えています。

2 番目の地域運営学校の概要は、1 点目、名称については現行の名称を考えています。

2 点目の教育方針は、杉並区の教育目標のもと、学校運営協議会の承認のもとに定めるという考えです。

3 点目の教育の特色は、学校と学校運営協議会との協議により、地域、保護者の意向を反映した弾力的な教育の実施、あるいは区での独自の教員採用を考えていきたいと思えます。記載のものは例示で、今後指定された学校で検討し、定めることとなります。

4 点目ですが、学校運営協議会による学校運営のしくみです。別紙をご覧ください。まず教育委員会との関係ですが、学校の指定、学校運営協議会の委員の任命は教育委員会の権限となります。学校運営協議会との関係では、学校運営協議会は教員人事等について、教育委員会、この場合は区を経由して、任命権者となります都の教育委員会に意見を出すことができる。その他学校運営についての要望が可能です。教育委員会については、学校運営に関する支援を行っていくしくみになります。

2 点目、地域運営学校の運営のしくみについてですが、学校運営協議会で教育課程の編成等、基本方針の承認ということで、それらをするときの保護者と地域住民との関係になりますが、学校運営協議会はいろいろ説明をし、意見を集約する中、地域の参画という視点に立った上で、この方針等の承認をするというしくみになっています。学校運営の状況の点検評価も含めて学校運営協議会でやっていただくというしくみを考えています。元の資料に戻りまして、(4)のところでは、こういった学校運営のしくみの中で、児童生徒の意見が述べられる機会も工夫していきたいと考えています。

(5) 学校評議員会との関係。学校運営協議会による学校ということで、地域運営学校になった場合については、これは廃止したいと考えています。

裏面の3番目の学校運営協議会の概要。委員の人数は10名程度、構成は記載のとおりです。役割は記載のとおり3点です。校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認、当該学校の教員の採用、その他の任用に関する事項、意見提出権、当該学校の運営に関する事項、ということで教育委員会または校長に対する意見の提出。

委員の任命、処遇ですが、委員の身分については、特別職の地方公務員です。学校運営協議会の充実を図るために、教育委員会としては、学校運営協議会の委員に対して、研修を実施していきたいと考えています。

4番目の進め方ですが、学校から希望を取り、学校を指定したいと考えています。また、地域や学校との協議をして進め、都との事前協議を行っていきます。

最後に今後のスケジュールですが、記載どおり考えています。いずれにしても、地域運営学校のしくみについて、今回お示した案をもとに、スケジュールの中で記載してある学校が内定しましたら、その学校関係者あるいは地域住民に説明等をして、そういった意見も踏まえながら、制度を固めて、その後、規則を制定するという正式な指定にいくという考え方です。

概ね、校長会で募集して、校長等から各学校で学校評議員あるいはその関係者をご相談する時間を取りたいということですので、大体この辺が2カ月前後取っていくということになります。もう1つ、先ほど言った内定校が出てからの関係者との意見交換、あるいはその意見を提出していただく、この辺についても2カ月ぐらい取って進めていき、最終的に4月に開設する考え方で進めたいということです。以上です。

**委員長** ご質問等お願いします。

**大蔵委員** 平成17年4月開設というのは非常に急がなければならないと思うのですが、その次は、平成19年になっていて、平成18年4月はないのですが、なぜここで2年の間を置くのですか。

**庶務課長** 新しく始めるしくみということで、この間は検証をしたいということです。今回併せて基本計画等でこういったしくみを定めていますが、その後、平成22年度までにどのくらいまでもっていくかという数字は、計画上掲載していません。それらも含めて、平成17年度に1回して、中1回検証をし、また平成19年にやって、その中で改めて全体でどのくらいするかというのを考えていきたいと思っています。

**大蔵委員** 新聞で読んだところによると、場所によっては、全部の公立学校を運営協議会方式にすることもあるということでしたが、杉並区の場合も、同じようなことを事務局としては考えているのですか。

**庶務課長** 現時点では、まだそこまで考えていません。

**大蔵委員** そういうこともあり得るということですか。

**庶務課長** そういったこともあります。

**大蔵委員** 校長会で募集することになっていますが、複数のところが手を挙げたときにはどうやって決めていくのですか。

**庶務課長** 学校が希望してきましたら、内定するまでの間に、学校とのヒアリングをする予定です。そのヒアリングを踏まえて、教育委員会として判断していきたい。校数がかかり多いときは、場合によっては、審査委員会みたいなことを考えなければならないかと思っています。それは募集の結果を見て考えたいと思います。

**大蔵委員** 何と言っても時間があまりありませんね。

**庶務課長** そうです。

**大蔵委員** 運営協議会の委員数が10名程度となっています。学校推薦4名、学識経験者3名、公募3名。公募3名は応募してくる人ですから誰でもいいのですが、学校推薦の4人のうち、1人は校長として、あとの3人がどういう人なのか。その学校の教職員だけで3人出てくるのか、学識経験者というのはどこからどの範囲の人が学識経験者であるのか、こういうことのガイドラインを作るのですか。

**庶務課長** 先ほど言った意見交換会までには案を詰めていきたい。併せて、そこでまたご議論をいただいて最終的に決めていきたいと考えています。いまの質問の中の最初で、学校推薦の枠のところは、基本的に学校関係者、例えば、五反野小学校みたいなところで、教員まで入っていることもあります。いまの段階では、学校の教職員という意味でいくと、校長だけということで、あとは地域を考えています。

**大蔵委員** P T Aの方とか。

**庶務課長** そうですね。いずれにしてもそういった案は、これから固めていき、そういったことについて、内定校での意見を踏まえた上で固めていきたいということです。

**大蔵委員** 特別職の地方公務員として勤務をすることになると、守秘義務など、いろいろなそういうものに縛られる面があると思うのです。それに見合うだけの何らかの報酬がいるのではないかと思います。この処遇について何も書いてありませんけれど、どのようになるのですか。

**庶務課長** 現在、この辺についても検討中ですが、いまのご指摘のところもありますので、地域の考え方も踏まえながら、できれば委員については、一定の報酬を考えていきたいと思っています。

**大蔵委員** 私は結構です。これで終わりです。

**委員長** 他の方ありますか。

**安本委員** 委員の構成なのですが、他区でも大体、公募はあるのですか。足立区の五反野小学校もそうなのですか。あともう1点、学校運営協議会の運営する学校にして大変よかったとか、ここはちょっとというようなことはお聞きになっていませんか。特に先生の人事の面について、何か情報などは入っていますか。

**庶務課長** ちょっと五反野小学校の資料が手元にないので記憶がないのですが、いずれにしても、このしくみはまだできていないので、これからの制度になります。ちょっとお待ちください。

失礼しました。五反野小学校の理事会、要するに、これまで文部科学省の実践校という形で全国で進めてきて、23区の場合は、足立区でやった部分のお話だろうと思うのですが、こちらについては、それぞれの地域代表、保護者代表ということで、いま見る範囲では公募というしくみはなかったのではないかと考えています。公募については、文部科学省でこの法案を制定して、そのあとの通知ということでもう既にいただいているのですが、そういった中では、広く人材を得るという形の中で、公募ということも考えると記載しています。

前に私どもが、学校評議員でも現在そういう考え方を持っているという話をしましたが、そういった一連の流れの中で、杉並区としては公募を考えていくということで定めさせていただいています。それから人事の話ですが、実践研究校の話は聞いていませんが、学校が地域に開かれた学校づくりを進めるという中で、成果があったと聞いています。

**安本委員** 公募の場合は、個人になさるおつもりですか。

**庶務課長** 先ほど申しましたとおり、これから細かい制度設計に入っていきますが、基本的には学校が決まった段階で、教育委員会で公募をしていきたいと考えています。その中で、公募については地域限定をするか、あるいは全区ということで公募をするかを含めて、その検証をし、そのときに先ほど言ったとおり、内定するまでには、その辺のところを固めまして、ご意見を伺って決めていくということを考えています。基本的には個人という形で、これまでの経過からすると、例えば、学校に携わることについての意見書をもらうなど、そういうことをする中で、人選するための選定委員会といったものを構築しながら、やるということをいまのところ考えています。いずれにしても、そういった素案を示して、学校関係者とも協議する中で固めていくことを考えています。

**宮坂委員** 公募することに関して、地域を決めるかどうかとおっしゃっていたのですが、それ以外の限定、男女の差は当然ないのでしょうか、年齢がいくつ以上など具体的な案は既にあるのですか。平成17年4月からですから、もうすぐですよ。

**庶務課長** 現在策定中で、近々にそういうものが上がってくることはありますが、年齢をどうするかということも1つのポイントになってきますが、あまり制限を設けることは考えていません。

結果的に多少の男女比は考えざるを得ない、年齢比を考えることも出てくるかもしれませんが、どういい人を選んでいくかがポイントになってきますので、そういったことも頭に置きながら人選をする場合、審査会を設ける場合については人選基準などを作ることになると思います。どうい人を選んだらいいかという視点に重きを置きながら、バランスを取っていきたいと考えています。

**宮坂委員** 平成17年4月開校というところとある程度、具体的な案ぐらい持っていないと間に合わない可能性がありますね。これから全部決めるのであれば、その辺はもうちゃんとできているのですか。

**庶務課長** 公募の方法ということで、いま事務局で策定中です。いま言ったような考え方の整理を始めたところですので、近々にでき上がるということです。

**委員長** 先ほどのご説明の公募について、それを教育委員会が行うと言われていましたが、学識経験者はどうするのですか。例えば、ダブリなど出てくるとかいろいろ考えられますが。

**庶務課長** 学識経験者も教育委員会で選任していきたいと思っています。これまでのしくみからいくと、学校側で決めていただく、学校枠という言い方かどうかわかりませんが、その辺が先ほど言った学校の4人という考え方です。もう2つの枠は教育委員会で。今回初めてのケースでやっていきますので、今後、制度が定着すれば、それぞれに考え方を変えても構わないと思っていますが、最初の段階はそういう形でやらせていただきたいと思っています。

**委員長** これから細かい規則を決められるのですが、さっきのいろいろなことと似ているのですが、学識経験者という概念を広くしておく、幅広く意見をいただけるということになるのですね。例えば狭くすると、大学の先生などに限ってという場合もありますし、地域の方々でいろいろな見識をお持ちの方、スポーツについてとか、幅広く捉える考え方とはいろいろありますね。狭まっているよりは、幅広いほうがよろしいのではないかと思います。

**庶務課長** おっしゃるとおりで、学校運営ということでのしくみですので、例えば企業経営者というようなことも含めて、広く考えたいと思っています。

**宮坂委員** いまの質問に関連するのですが、学識経験者という言葉は、文学的な表現のように思うのですが、何か具体的なイメージはあるのですか。例えば、学歴がどれ以上、どういう仕事をしているなど、何か目安はあるのですか。

**庶務課長** 例えば、そういった資格とか地位のある方ということですが、今回の場合だけに限定するとあくまでも学校経営、学校運営という視点での参画ですので、そういったことについての識見、度量のある方と考えていきたいと思っています。

**委員長** 他にありますか。それではスケジュールに沿ってよろしくお願いします。続きまして『「第8期社会教育委員の会議答申」について』。報告事項は、社会教育スポーツ課長関連が続きますの

で、まずご説明いただき、そのあと個別にご質問等を受けたいと思います。3件目が『「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」の締結について』、4件目が「第22期（平成16・17年度）体育指導委員の追加委嘱について」、5件目が「平成16・17年度杉並区青少年委員の委嘱について」、6件目が「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」です。社会教育スポーツ課長から説明をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 最初に、「第8期社会教育委員の会議答申」についてご報告します。この社会教育委員の会議については、昨年7月に「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」の諮問をして、3月の当委員会で「中間のまとめ」を報告させていただき、この8月31日に答申がまとまったということで、教育長を通じ、教育委員会に答申がありました。

お手元の資料、概要版で説明します。「自分たちで自分のまちをつくる社会教育」というのがタイトルにあります。その下の囲み書きにありますように、諮問を受けた内容をまとめて、大人も子どももそれぞれの力を発揮し、現場で問題解決に取り組みながら、知識や経験を重ね、その中で地域づくりに関わっていく姿を、「自分たちで自分のまちをつくる社会教育」と表現したということで、タイトルが付いています。

まず、目指す方向性については、4つの柱で方向性を述べています。この4つの柱の1つ目が「地域と学校のより緊密な連携」。2つ目が「子育て、子育てと社会教育」。3つ目が「スポーツ振興と地域コミュニティづくり」。4つ目が「区民やNPOなどとの協働」という柱です。

まず1つ目の「地域と学校のより緊密な連携」ですが、これは学校教育コーディネーター制度の充実ということで、コーディネート力を高められるように、人材育成のしくみやプログラムを作っていくという提案がされています。2点目が、学校をサポートできるチャンスをより活かすためにということで、学校サポーター制度について、より効率的・効果的な支援ができるように、複数の学校区にまたがるエリアごとでしくみを整えるなどの工夫が必要であり、サポーターに対する研修・養成の機会、サポーター制度に対する評価についても整備が必要であると述べています。

それから地域連携・学校間連携への試みということで、小・中学校の異校種間での連携を推進していく。区内の大学、短期大学との協働についても進めていく。その際に、地域社会の支援を期待するというので、大学の人材等を地域社会へ派遣する等の支援を期待する内容になっています。

2つ目の柱の「子育て、子育て支援のかなめとして」では、地域における子育て支援をめぐるということで、地域における多様な子育て支援を進めるために、子育て中の当事者にとって、多様な人々と出会うチャンスを豊かにするというので、既存の支援機関が相互連携したり、新

たなグループやNPOなどとの協働をしながら、既存のしくみを活用していくことが提案されています。

地域における子育て支援をめぐるのところで、子育て支援を豊かにしていくために中・高校生の活動を支援する青年層のボランティアが重要だと述べています。特に子どもの居場所づくり等の事業においては、身近なところで自分たちの後輩を支える事業に積極的に関わることを進めていくことになっています。メディアへの接し方と社会教育では、メディアリテラシーというようなことも言われていますが、若者の情報発信等について、そのしくみをつくっていく。その場というものを用意していき、地域への主体的な関わりを力を発揮できるように進めていくことが提案されています。

3つ目の「スポーツ振興と地域コミュニティづくり」については、1点目として、スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成・活用システムの確立ということで、体育指導委員の活用、スポーツ指導者養成講座修了者の登用などを図っていく。2点目はスポーツNPO等との民間団体の活動支援、行政との協働システムの構築ということで、体育協会等の既存の団体がありますが、それに加えてNPO、ボランティア団体などの活動支援体制を整備して、行政と協働してスポーツ振興を進めるシステムを構築していくということです。3点目としては、「総合型地域スポーツクラブ」の創設支援ということで、種目別だけではなく、さまざまな年齢層の老若男女、家族ぐるみ、こういうイメージで地域創設にもつながる取り組みを進めていきます。

4つ目の柱、「区民やNPOなどとの協働のあり方」については、社会教育・スポーツ活動への支援と協働ということで、従来の団体だけではなく、公共的な課題を担っているNPOを支援していく。そして共同の企画、共催等の形態で事業を展開することになっています。それから人材育成を通じた支援ということでは、NPO活動推進センターなどと協働して、人材育成を通じ、NPO活動を活性化するための支援をしていきます。コーディネートと相談・情報提供ということで、NPOへの参加、組織化などについて、個別相談、情報提供などを区民に対して行っていくという内容になっています。

最後に、今後の目標ですが、「総合的な人材育成のシステムづくりに向けて」ということがまとめられています。今後の人材育成に関して、4つの指摘事項があります。1点目が、地域と学校をつなげる上での幅広い知見と実践力。2点目が、行政機関及び地域のさまざまな団体、個人とのつながりを活かした総合的な力量。3点目が、指導者やボランティアとしての活動だけでなく、クラブ運営の支援や地域づくりへつなげていくコーディネート力。4点目が、NPOの経営と活動そのものの推進とあわせて、行政との協働を進めていくコネクターとして、互いの連携協力のあり方を主体的に構築できる力量。こういった力を持った人材、これを「地域コーディネーター」

という捉え方で提唱しています。従来からある個別分野・領域を超えた連携から、一步踏み込んで、コーディネートをしていくというしくみが必要ではないかと提言をされています。

そして「新たな地域づくりの推進力を求めて」のところでは、コーディネーターの部分について、集団でコーディネーターとしての役割を果たすしくみづくりを提言しています。この集団でのリーダーシップのもとに、児童・生徒を対象にした地域学習のプログラムや、地域と家庭の教育力の強化につながるように、大人などを対象にした社会教育プログラムの実施、総合型地域スポーツクラブづくり等の運営などを打ち出しています。

今回の答申のタイトルにもなっている、最後の「自分たちで自分のまちをつくる社会教育」という部分ですが、区民一人ひとりがそれぞれに活動を通して、持てる力を十分発揮する中で自分自身を高め、新しい地域づくりに参画する、それがこの時代の社会教育の目標ではないだろうかと締めくくっています。以上が答申の報告です。

3 点目、『「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」の締結について』です。杉並区と区内高等教育機関（女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京立正女子短期大学、明治大学、立教女学院短期大学）の高等教育機関については、従来から大学公開講座の開催があり、まちづくりや産業振興の分野で個別に連携を進めてきた状況にあります。本年7月、図書館相互利用を推進する協定についても締結しました。このようにさまざまな分野において、連携を進める気運が高まっているということがありますので、これらの経緯を踏まえて、今後さらに杉並区のあるべき姿の実現に向けて、連携事業を総合的・効果的に推進していくために、「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」を締結するという事です。

次ページに包括協定書の（案）が付いています。協定書の目的は、第一条で甲と乙、杉並区と区内高等教育機関が、包括的な連携のもと教育、文化、まちづくり等の分野で、相互に連携して、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とするということです。事業として、第2条で謳っています。1点目が、教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携。2点目が、人材育成。3点目が、まちづくり。4点目が、産業振興。5点目が、その他、両者が協議し必要と認める連携。

これについては、次ページに参考資料として、現在は協議中ですが、協働事業の例が書いてあります。この中では、インターネット等によるネットワークの構築。2番目が、杉並区が提案している「（仮称）杉並・人づくり大学」との連携。3番目が、杉並区が提案する「（仮称）杉並学会」との連携。4番目が、大学公開講座の拡充、現在やっているものの充実、拡大です。5番目が、区立学校・幼稚園の教育支援で、現在も学生ボランティア等での連携というものがある学校

もありますが、こういったものについて、より緊密に連携協働して取り組んでいくということです。6番目は、先日結んだ図書館の連携について、この包括協定のもとの事業ということで位置づけています。そのような内容で今後連携を深めていきたいということです。

今後の予定としては、区議会に報告し、包括協定書を締結して、そのあと連携推進のための正式会議体に移して、具体的な事由について、連携して取り組んでいくことになっています。以上が3件目の協定書の締結についてです。

4件目、「第22期の体育指導委員の追加の委嘱」です。体育指導委員については、今期平成16年度、平成17年度と既に委嘱をしているところですが、前回の委嘱の前に3名が辞退をするようなこともありましたし、今年度の中学校対抗駅伝、柏の宮公園のテニス場オープンなどの行事で、体育指導委員の仕事も少し増えている部分がありますので、今回追加募集を行いました。

募集方法は公募です。7名の応募があり、第一次選考は申込書、小論文等の書類選考を行い、第二次選考は面接を行って、内定したのが5名です。名簿記載のとおり男性2名、女性3名という形で今回内定しました。従って、体育指導委員の人数については、今回の方を入れると29名という形になります。この体制で、新しい体育指導委員の事業に取り組んでいきたいと思っています。以上が体育指導委員関係の委嘱です。

5件目として「青少年委員の委嘱」です。青少年委員については、今回下高永福の青少年育成委員会から推薦をいただいた分。これは、前回欠員となっていた浜田山小学校区の担当の委員です。氏名等は記載のとおりです。任期は平成16年9月1日から平成18年3月31日までになっています。

6件目、「教育委員会の共催・後援名義の使用承認一覧」です。今回は平成16年8月分です。8月分は定例が24件、新規が7件の合わせて31件。共催・後援の別でいくと、共催13件、後援が18件という内訳です。新規のものについては、1ページ目。社会教育スポーツ課が5件。新規後援ということで、内容については記載のとおりです。

この中の5番目、杉並トーチラン実行委員会が行う、スペシャルオリンピックス杉並トーチランについて若干説明いたします。この事業は、スペシャルオリンピックのための聖火リレー、トーチランということです。来年2月に長野市でスペシャルオリンピック冬期大会の世界大会が開かれるということで、この大会を1人でも多くの方に知っていただいて、大会の成功に向けて各地で目標として、500万人トーチランが計画されています。これについては広報等でもご案内し、当日のボランティアの参加の他に協賛ということで、Tシャツの購入等をしていただくと、この事業に対する協賛金として、運営費になっていくという形です。11月13日から11月28日の土日にかけて、杉並区内の8コースで開かれるということです。広く区民の方への周知と参

加を図っていきたいと思っています。

新規につきましては、2 ページ目の社会教育センターでの共催事業です。家庭学級ということで、2 件あります。内容については記載のとおりです。以上が共催・後援名義の報告です。

**委員長** 「第 8 期社会教育委員の会議答申」について、何かご質問等ありますか。よろしいですか。以前、社会教育委員との懇談会というのが 4 月に行われて、中間報告も承ってしまして、私どもの意見を言わせていただいたりしていますので、大方皆さん方はご存じだと思います。では、よろしいですか。次に移ります。

3 番目の『「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書の締結」について』。ご質問、ご意見をお願いします。

文部科学省が、高等教育、初等・中等教育と使うので、高等教育と使っているのですが、ちょっと見たときに古い言葉を使うと思いました。大学などと直接的に言ったほうが素直ではないかと思うのですが。ハイヤーエデュケーションとか、開発途上国で使うような言葉です。皆様は何とも思わないのでしょうか、私は少しおかしいと思うのです。

**社会教育スポーツ課長** 今回は、高等教育機関というのが正式名称だということで、協定書による調印という形で行う場合には正式名称でと。それから、今回は短大等も入っていますので、大学等とか大学・短大というのも使いにくいということで、正式名称で行うことにしました。

**宮坂委員** 定義付けだと高等教育機関というのは、大学、短期大学。専門学校というのは杉並区にはないのですか。

**委員長** かなりありますよね。

**宮坂委員** そういうものは対象外なのですね。

**大藏委員** そういうところは、図書館の整備などはあまりないですね。もともとは各種学校ですから、その内の一部の専門的な学校を大学並みにして、単位を認定しようとしているけれども、実態としては短期大学でやることは大きな開きがあるでしょう。

**委員長** この件についてはよろしいですか。では 4 件目、「第 22 期体育指導委員の追加委嘱」です。ご質問等がありましたらお願いします。

**宮坂委員** この任期というのは。

**社会教育スポーツ課長** 任期は青少年委員と同じく、平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日ということになります。

**大藏委員** この体育指導委員の方は、それぞれ専門領域というのがあるのですか。例えば、テニスとかサッカーとか、そういうのがあるのですか。

**社会教育スポーツ課長** 一応、募集の条件として特に専門ということは設けておりませんが、

やはりスポーツをやっているということが条件になっておりますので、それぞれの得意ジャンルはあります。

**委員長** 他にございませんか。よろしいですね。では5件目の「杉並区青少年委員の委嘱について」ということで、石川さんです。

**安本委員** これで全部欠員は埋まりましたか。

**社会教育スポーツ課長** あと2名が欠員となっております。引き続き、育成委員会に依頼をしていく状況です。

**委員長** ではよろしいですか。最後の説明で、「共催・後援名義使用承認一覧」です。何かありますか。特にありませんか。では社会教育スポーツ課関連については、これで終わりにします。報告を承りました。最後に、「杉並区立図書館の臨時休館について」、中央図書館次長からお願いします。

**中央図書館次長** 私から杉並区立図書館の臨時休館ということで、中央図書館の蔵書点検のための臨時休館についてご報告いたします。確か4月の教育委員会の際に、地域図書館の蔵書点検にかかる臨時休館についてご報告をし、了承いただいたところですが、7月末をもって地域図書館の蔵書点検作業を終了しましたので、今回中央図書館につきまして蔵書点検のための臨時休館をするものです。期間は記載のとおり、11月30日から12月7日までの8日間です。周知方法は「広報すぎなみ」、ホームページ、資料には記載していませんがチラシ、ポスターなどを作成して利用者に周知を図っていきたいと考えています。

**委員長** ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。特にございませんので、これで臨時休館についての話は終わりいたします。予定されました議題と報告は全て終了いたしました。では庶務課長、その他にありますか。

**庶務課長** 次回の日程ですが、9月21日火曜日、午前10時からということで、定例会の変更をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**委員長** わかりました。次回9月21日火曜日、午前10時からということにさせていただきます。ご予約のほうをよろしくお願いいたします。これもちまして、第13回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。